

(記入要領)

## 食品衛生法に基づく製造所固有記号の届出について

### 1 製造所固有記号について

食品衛生法においては、次に示す食品又は添加物であって販売の用に供するものの表示のうち、製造所の所在地及び製造者の氏名の表示については、あらかじめ厚生労働大臣に届け出た製造所固有の記号(アラビア数字、ローマ字、平仮名若しくは片仮名又はこれらの組み合わせによるもの。)の記載による例外的な表示方法が認められています。

固有記号は、1工場に1記号を原則とし、販売者が異なる場合に限り1販売者1製造者ごとに1つの記号が認められています。したがって、食品ごとに記号を代えることはできません。

(対象となる食品又は添加物の分類)

- 一 マーガリン
- 二 酒精飲料(酒精分1容量パーセント以上を含有する飲料(溶解して酒精分1容量パーセント以上を含有する飲料とすることができる粉末状のものを含む。)をいう。)
- 三 清涼飲料水
- 四 食肉製品
- 五 魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び鯨肉ベーコンの類
- 六 シアン化合物を含有する豆類
- 七 冷凍食品(製造し、又は加工した食品(食肉製品及び鯨肉製品、魚肉ねり製品、ゆでだこ及びゆでがにを除く。)及び切身又はむき身にした鮮魚介類(生かきを除く。)を凍結させたものであって、容器包装に入れられたものに限る。)
- 八 放射線照射食品
- 九 容器包装詰加圧加熱殺菌食品
- 十 鶏の卵
- 十一 容器包装に入れられた食品(前各号に掲げるものを除く。)であって、次に掲げるもの
  - イ 生めん類(ゆでめん類を含む。)、即席めん類、弁当、調理パン、そうざい、魚肉ねり製品及び生菓子類及びゆでがに
  - ロ 加工食品であって、イに掲げるもの以外のもの
- 十二 別表7の上段に掲げる作物(大豆、とうもろこし、ばれいしょ、菜種、綿実)を原料とする加工食品(当該加工食品を原材料とするものを含む)
- 十三 保健機能食品
- 十四 添加物

## 2 例外的な表示方法について

あらかじめ、厚生労働大臣に届け出た固有記号の記載による例外的な表示方法が認められているのは、次のとおりとなっています。

- (1) 製造所所在地の代わりに製造者の住所(法人の場合は原則として本社所在地)をもって記載する場合(様式第1号)
  - \* 固有記号は、製造者の住所、氏名の次に記載することが原則となります。
- (2) 製造所所在地及び製造者氏名の代わりに販売者の住所及び氏名をもって記載する場合(様式第2号)
  - \* 固有記号は、販売者の住所、氏名の次に記載することを原則とします。

## 3 製造所固有記号の届出方法について

これまで、製造者(又は製造者と販売者が連名)が最寄りの保健所に届け出ることとされていましたが、平成12年4月1日から、直接厚生労働省へ届け出ることとなりました。届け出にあたっては、原則として郵送により行って頂くことをお願いしております。なお、表示方法によって、届出様式及び提出部数が異なりますので、ご留意下さい。

- ・「2」(1)による表示を行う場合は、別添様式第1号
- ・「2」(2)による表示を行う場合は、別添様式第2号

あて先:

〒100-8916  
千代田区霞が関1丁目2番2号  
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課

注意事項:

- ・あて名の次に朱字にて「固有記号届出書在中」と明記して下さい。
- ・製造者の住所及び氏名が記載され、かつ、返信用切手が貼付された返信用封筒を必ず同封して下さい。
- ・会社の代表権のない支社長、支所長又は工場長名等を届出者とする届出はできません。

## 4 その他

ご不明な点がございましたら、下記又は最寄りの保健所までお問い合わせ下さい。

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課調査表示係  
代表: 03-5253-1111 内線2921